令和元年11月
農林水産省

公共サービス改革法に基づく「農業物価統計調査業務」の落札者の決定及び契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「農業物価統計調査業務」については、次のとおり落札者を決定し、契約を締結したので公表します。

１　落札者の決定について

(1)　落札決定日
令和元年10月31日

(2)　落札者の名称
株式会社インテージリサーチ

(3)　落札金額
616,000,000円（税込）

(4)　総合評価点
206.75点
※総合評価点（321点満点）　＝　技術点（214点満点）　＋　価格点（107点満点）

(5)　落札者決定の経緯及び理由
落札者の決定については、総合評価落札方式による一般競争入札を実施したところであり、入札者（１者）から提出された提案書について、評価項目に基づき審査を行い、入札者は評価基準を満たしていた。
入札価格については、令和元年10月９日に開札を行い、上記の者が予定価格の範囲内であり、総合評価の結果、この者を落札者とした。

２　契約締結について

(1)　契約締結日
令和元年11月７日

(2)　契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名
東京都東久留米市本町一丁目４番１号
株式会社インテージリサーチ
代表取締役社長　井上　孝志

(3)　契約金額
上記１の(3)の金額と同じ。

(4)　農業物価統計調査に係る業務内容及びその実施に当たり確保されるべき質
ア　業務の内容
実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への調査の連絡・協力依頼）、実査（調

査関係用品の配布、調査票の作成、オンライン調査システムの回答者情報登録、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促)、審査（調査票の内容審査、調査対象への疑義照会)、調査票の電子化、集計（都道府県別結果表の作成、価格変動要因等整理表の作成）及び調査対象への謝礼支給。

イ　業務の実施に当たり確保されるべき質

(ｱ)　本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

(ｲ)　照会対応業務においては、民間事業者が作成する問合せ・苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

(ｳ)　本調査は、農産物の価格・生産資材の価格及びその変動を的確に反映し農業物価指数を作成する観点から、調査対象については継続して調査することを原則としている。このことから、調査票の回収率は一連の業務（督促業務等）を通じ、100パーセントを達成すること。

なお、毎月20日時点で回収状況を確認し、100パーセントの達成が困難と見込まれる次の場合には、農林水産省の指示を仰ぐこととし、この場合にあっては、民間事業者は責を問われないものとする。

ａ　天災地変等の影響により、調査が行えない調査対象があった場合

ｂ　調査対象の休業・廃業及び調査品目の取り扱いの中止があった場合

(ｴ)　調査票及び都道府県別結果表の審査・検討は、調査・集計した結果について、農林水産省が示す審査・集計・検討事項一覧表の検討項目全てについて行うこと。

なお、調査票及び都道府県別結果表の審査・検討について、民間事業者は次のａ及びｂについて、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。

ａ　農林水産省が調査票ファイル、集計値等の確認を求めた場合はこれに応じること。

ｂ　農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票等の内容を修正すること。

(5)　実施期間

令和元年11月７日から令和７年３月31日まで

(6)　民間事業者が国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が構ずべき措置

ア　報告

本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の表の報告事項欄に掲げる事項について同表の報告期日欄に掲げる期日までに農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日
（秘）調査不能状況	随時
（秘）問合せ・苦情等対応状況	調査日が属する月の末日
調査票提出枚数等確認票	調査日が属する月の末日
（秘）督促状況	調査日が属する月の末日
（秘）疑義照会状況	調査日が属する月の末日
勤務体制	調査日が属する月の末日
事業報告書	
令和２年調査	令和３年３月末日
令和３年調査	令和４年３月末日
令和４年調査	令和５年３月末日
令和５年調査	令和６年３月末日
令和６年調査	令和７年３月末日

イ　秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事する者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又はその他の本契約の履行に係る業務に従事する者以外の者（以下「第三者」という。）に開示してはならない。

ウ　業務の開始及び中止

(ｱ)　民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(ｲ)　民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

エ　公正な取扱い

(ｱ)　民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査対象を具体的な理由なく区別してはならない。

(ｲ)　民間事業者は、調査対象の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

オ　金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、調査対象に対する謝礼支給を除き、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

カ　宣伝行為の禁止

(ｱ)　民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課」や「農業物価統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う

業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自ら行う業務が農業物価統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(ｲ)　民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

キ　事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査対象と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

ク　記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度の４月１日から起算して５年間保管しなければならない。

ケ　権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

コ　実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

サ　取得した個人情報の利用の禁止

民間事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は農林水産省以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

シ　再委託

(ｱ)　民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託（再委託先が委託先の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号の２に規定する子会社等をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。

(ｲ)　民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ｳ)　民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(ｴ)　民間事業者は、(ｲ)又は(ｳ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、上記イからサまでに規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(ｵ)　再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(ｶ)　民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせては

ならない。

ス　契約内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進その他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ただし、農林水産省は、法令改正等により業務内容等に変更が生じるときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、法第21条の手続を要せず契約を変更することができる。

セ　契約の解除

農林水産省は、請負契約書に定めるところにより民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(ｱ)　法第22条第１項第１号イからチまで又は同項第２号に該当するとき。

(ｲ)　暴力団員を業務を統括する者又は従事者としていることが明らかになったとき。

(ｳ)　暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

ソ　契約解除時の取扱い

(ｱ)　契約解除時の請負報酬の支払

上記セに該当し、契約を解除した場合には、農林水産省は民間事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

(ｲ)　契約解除時の違約金と本業務の完了

上記セに該当し、契約を解除した場合、民間事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記(ｱ)の請負報酬を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として農林水産省が指定する期日までに納付するとともに、農林水産省との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ｳ)　延滞金

農林水産省は、民間事業者が上記(ｲ)の規定による金額を農林水産省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の５の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(ｴ)　損害賠償

農林水産省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、農林水産省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

タ　契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

チ　統計法令等の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守する。

特に、統計法は第41条において、同条各号に掲げる業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

(7)　契約により民間事業者が負うべき責任

ア　本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(ｱ)　農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第１条第１項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(ｲ)　民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

イ　民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

ウ　民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数１日につき契約金額の年100分の５の割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

(8)　民間事業者における業務の具体的な実施体制及び実施方法

ア　本事業の実施に当たっては、業務遂行責任者６名、業務担当者10名を配置し業務を遂行する。また、全国エリアの主要都市に23名の指導員を配置し、全ての調査対象に対して担当調査員を配置する。

イ　事務局を設置し、調査における業務工程を一貫して実施することで効率的かつ効果的な業務運営を実現させる。

また、業務運営に必要な情報が網羅されている専用のシステムを活用し、業務全体の効率化と正確なオペレーションを実現させる。